

学校園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第2版)

令和2年5月18日
加古川市教育委員会

目次

はじめに	01
I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	02
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底	02
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	02
3 免疫力を高める指導	05
4 心のケアについて	05
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	05
6 個人情報の保護について	06
II 学校園再開時の教育活動における留意事項	07
1 分散登校（園）の実施	07
2 夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について	09
3 各教科学習等における留意事項	10
4 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外行事	11
5 健康診断について	12
6 学校給食について	12
7 部活動について	12
III 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	14
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	15
2 教職員の休暇等の考え方	17
3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方	17
IV 臨時休業中の対応	19
1 幼児児童生徒への対応	19
2 教職員の対応	20
V 障がいの状況に応じた指導・支援	21
VI 保護者への注意喚起	22
参考資料集	
・健康観察表（家庭用）	23
・消毒すべきか所の例	24
・チェックリスト（例）	25

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に鑑み、国及び県の通知を踏まえ、臨時休業期間を5月31日まで延長することとしている。

これまで、幼児児童生徒が経験したことのない長期の休業であり、心の健康状態や学習状況など、多くの不安・課題があり、学校園・保護者・関係機関が連携し、取り組んでいくことが求められる。

そこで、第1版以降の状況も踏まえ、現段階での、学校園において留意すべき事項についてまとめた。学校園においては、本マニュアルに沿った運営を行うこととする。

なお、この取扱いについては、当面の対応指針であり、日々状況が変化しているため、今後変更が生じる場合があるので、適宜、市教育委員会からの通知等に基づき、対応願いたい。

令和2年5月18日

加古川市教育委員会

基本大原則

- 1 安全を最優先に考え、発熱・咳など、かぜ症状のある幼児児童生徒をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、幼児児童生徒同士及び教職員との間での接触を避けること。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が「密集」、「密接」での会話や発声が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、幼児児童生徒及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、1か月分は保存する。

* 「健康観察表」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて p 23 を参照

(2) 登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、咳エチケットを守るとともに、手が届かないくらいの距離をおいて、1列で歩くように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

(3) 学校園での朝の健康観察（学級担任等）

- ① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、1回毎に消毒する。
- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③ 出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。
- ⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も隨時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

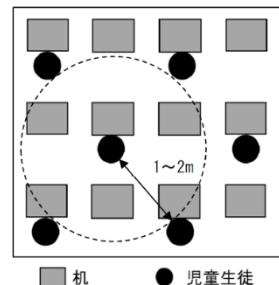
石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。



(2) 教室内の換気・配席の工夫

- ① 可能な限り窓は常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。また、エアコンを使用する際は、必ず換気扇を作動させることとする。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。
- ② 教室内では、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を可能な限り一定程度（おおむね1～2m）離す。
- ③ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を離すよう配慮する。分散登校期間中は座席間を1m以上離して対面とならない形で着席させるなど工夫する。
- ④ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、飛沫を飛ばさないよう、マスクを必ず着用する。分散登校期間中は実施しない。
- ⑤ マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。マスクは、いずれの色も可とする。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



*マスクの作り方（加古川市ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内）

https://www.city.kakogawa.lg.jp/fukushikenko/iryo_kenko/kansensho/17430.html

●クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。

2 人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック〔第2版〕2020年3月15日改訂
- ・2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」



(3) 学校給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共有しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクをする。また、喫食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

(4) 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレ等、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上、ペーパータオル等に消毒液（次亜塩素酸水など）を十分に含ませて清掃を行う。※消毒場所についてはP24 参照

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。＊「チェックリスト」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて p 25 を参照

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しもが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

II 学校園再開時の教育活動における留意事項

国及び県の方針に基づき、学校園再開後、当面は、幼児児童生徒数の多い学級にあっては、20人以下のグループに分けた上で、登校（園）の対象とするグループを順次変え、分散して登校させ、授業を行う。

また、令和2年度は、学校の夏季休業日を8月1日から8月16日までの16日間に短縮するとともに、年間行事を大幅に見直し、学校行事等を行わない時間を学習にあて、学習に重点的に取り組むこととする。その際、前年度の3月に指導予定であった内容から実施し、今年度内に、教育活動が終了するよう計画する。

1 分散登校（園）の実施

（1）身体的距離の確保

1学級20人以下の分散登校にすることで、幼児児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないように留意し、教育活動を行う。

校時表の作成については、休憩時間を普段より長く設定したり、1時間目の授業開始を少しずらしたりすることで、トイレや手洗い場等に、一度に多くの幼児児童生徒が集まらないように工夫する。

また、登下校については、「I-1-（2）登（下）校時の注意」に基づき、指導の徹底を図る。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意する。

（2）分散登校（園）期間の授業（保育）実施

小学校では、各学級を2つに分け、1日おきに1コマ45分の授業を行う。中学校では、1学級を2つに分け、午前登校と午後登校の2つに分け、1コマ40分の4時間授業を実施する。幼稚園については、当面の間、午前保育とする。

※授業実施例はp.8を参照

（3）分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校しない児童が生じることから、8時30分から児童クラブにおける1日保育を実施する。ただし、密を避けるため、家庭で保育が可能な場合は、自粛を強く要請する。

○分散登校期間中の授業実施例

<小学校>

	A グループ	B グループ		A グループ	B グループ
8 : 15	登 校	家庭学習	8 : 15	家庭学習	登 校
8 : 30～9 : 15	1 校時		8 : 30～9 : 15		1 校時
9 : 30～10 : 15	2 校時		9 : 30～10 : 15		2 校時
10 : 30～11 : 15	3 校時		10 : 30～11 : 15		3 校時
11 : 30～12 : 15	4 校時		11 : 30～12 : 15		4 校時
12 : 15～13 : 00	給 食		12 : 15～13 : 00		給 食
13 : 15～14 : 00	5 校時		13 : 15～14 : 00		5 校時
14 : 15～15 : 00	6 校時		14 : 15～15 : 00		6 校時
15 : 15	下 校		15 : 15		下 校

※A グループと B グループを 1 日ごとに入れ替えて実施する。

<中学校>

午 前			午 後		
	A グループ	B グループ		A グループ	B グループ
8 : 15	登 校	家庭学習	12 : 30	家庭学習	登 校
8 : 30～9 : 10	1 校時		12 : 45～13 : 25		1 校時
9 : 20～10 : 00	2 校時		13 : 35～14 : 15		2 校時
10 : 10～10 : 50	3 校時		14 : 25～15 : 05		3 校時
11 : 00～11 : 40	4 校時		15 : 15～15 : 55		4 校時
11 : 50	下 校		16 : 05		下 校

※A グループと B グループを 1 日ごとに入れ替えて実施する。

2 夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について

熱中症防止のため、特に気温・湿度・風の有無等の気象状況及びWBGT（暑さ指数）に十分留意するとともに、幼児児童生徒個々の体力に応じた指導を行う。

- 家庭及び学校園における健康観察時に、コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。
- 登校（園）に合わせて、各教室のエアコンを作動させ、適切な温度にしておく。
- 教室に入る前に汗をよく拭かせ、水分補給を行わせる。
- 体育など屋外での活動は、WBGTが31°C以上で、原則、運動を禁止する。

● 暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指針に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28~31°C※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28°C※)	強い生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25°C未満)		一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※（28~31°C）及び（25~28°C）については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

● 連動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31~35°C	28~31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息を取り水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休息)	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

3 各教科学習等における留意事項

「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に加え、次の内容を追加する。あくまで原則であるので、状況に応じて対策を講じる。

(1) 授業時の教室環境

- 換気を徹底する。
- 配席の工夫によりソーシャルディスタンスを確保する。
- 近距離での会話を避ける。

(2) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ICT機器を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。
※ ICT機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭く。

(3) 特に配慮を要する教科

- 技術・家庭科（家庭分野）
 - ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は実施しない。
 - ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行う。
- 体育科、保健体育科
 - ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は実施しない。
 - ・体つくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。
例：サッカーにおけるボールの奪い合い　　バスケットボールにおける防御
 - ・水泳実習については、定期検診等が2学期以降の実施になる状況があり、また、更衣室での密閉・密集も避けられないことから、中止とする。
 - ・飛沫感染の恐れがない活動時には、マスクを着用せずに活動してもよい。
 - ・できる限り、屋外で学習する。
 - ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。
(開放が難しい場合は、20～25分ごとに1回活動休止し、5分程度の換気を行う。)
 - ・近距離での会話や活動は避ける。
 - ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接觸は避ける。
 - ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らない

よう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。

- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
- ・できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。【小学校】
- ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導する。【中学校】

○ 音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当面の間、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動、口に触れる楽器の演奏などを実施しない。

○ 英語・外国語活動

- ・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

(4) 日常の保健指導

保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和2年4月 文部科学省）を参考に、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導する。

4 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

- ・小・中学校については、修学旅行以外の泊を伴う行事、運動会、音楽会等、事前指導を長時間要する学校行事を今年度は行わないこととし、児童生徒・保護者・地域住民にできるだけ早く周知する。

また、自然学校、トライやる・ウィークについては1日、環境体験事業については1日以上、目的に沿った活動を実施する。

- ・延期や中止に伴うキャンセル料等については、「文部科学省 緊急経済対策パッケージ（令和2年4月7日）」において、「修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るために、一定の所要額を自治体等に対して支援します。」とあることから、キャンセル料が発生する場合には市教育委員会に連絡する。

5 健康診断について

令和2年度の幼児児童生徒の定期健康診断については、1学期は実施せず、学校（園）医と相談のうえ、2学期以降に実施する。

6 学校給食について

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行い、おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間固定する。
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机に向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔を1～2m程度離すよう工夫する。

7 部活動について

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せるとではなく、顧問等が部活動の実施状況を必ず把握する。また、当面の間、学校内での活動に限る。

(1) 生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させない。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認する。

(2) 活動にあたっての注意事項

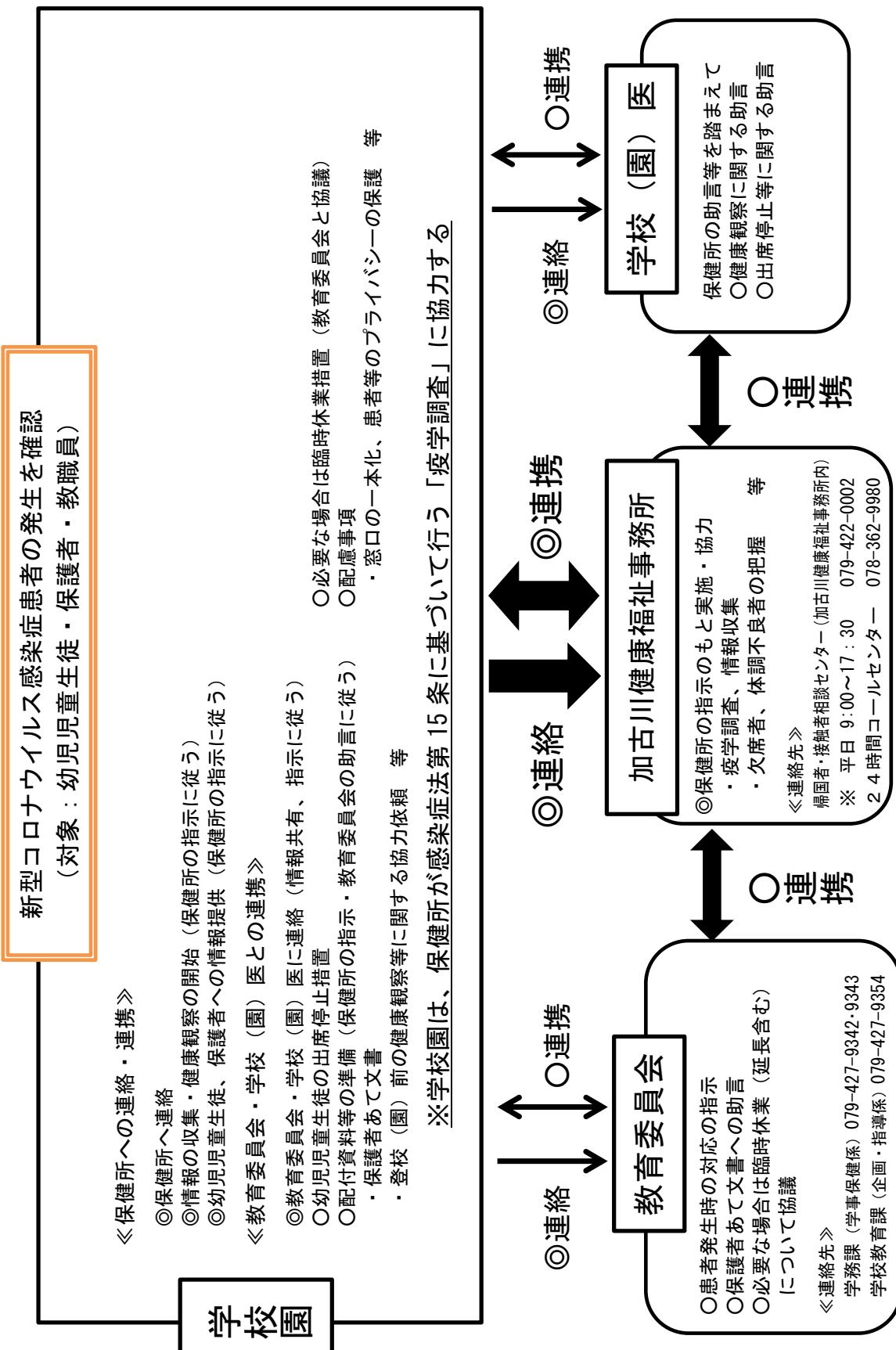
- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮する。
- ② 活動時間は当面の間、原則として1時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させる。
- ③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。
- ④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は20分～25分に1回活動を休止し、5分程度の換気を行う。
- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫する。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避ける。
- ⑦ 相手と一定時間接觸するような、例えば、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などについては、避けるようにする。また、吹奏楽や合唱等においては、個別練習とする。
- ⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても、当面の間、引き続き禁止とする。

(3) 活動環境への配慮

- ① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫する。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ② 更衣については、教室等を使用するなど、一度に多数の生徒が使用しない工夫により、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。
- ③ 接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。
また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ④ 共用部分及び共用物の消毒については、原則として1日1回以上行うこと。
 - ・共用部分：多くの生徒が手を触れる場所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ等）
 - ・共用物：用具等（例：ボール、ストップウォッチ等）

※消毒については p5 参照

III 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について



1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする
幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日： 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす 14 日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日： 家族が 濃厚接触者と認定された日

終了日： 家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日： 症状の出た日

終了日： 3 日以内に快癒すれば、その翌々日

※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあ

る場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校園での感染症対策について丁寧に説明するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校できない幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしないように配慮し、学級担任が、健康状態の把握、学習内容の進捗状況について連絡を行う。

(5) 医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和2年3月24日付元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については以下のように取り扱う。

① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医等に相談のうえ、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談のうえ、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自

身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告をもとに、次により臨時休業を決定する。
なお、第1版と内容が大きく変更しているので留意する。

(1) 幼児児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置

「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」(p15)の(1)①の「感染」が判明した場合、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、消毒及び感染経路の確認のため、一旦学校園の臨時休業を行う。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日を、学校園休業
始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日を、学校園休業 ・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講ずる
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日を、学校園休業

※ 上記以降の学校園の対応については、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

(2) 幼児児童生徒及びその家族が濃厚接触者と認定された場合の臨時休業措置

学校園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

(3) 教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合の対応

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

「濃厚接触者」とは

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他： 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典： 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
(令和2年4月20日版) 国立感染症研究所 感染症疫学センター

IV 臨時休業中の対応

国及び県からの要請・通知及び本市感染状況を踏まえて総合的に判断し、一定期間、臨時休業を行う。その場合は、以下の内容に留意する。

1 幼児児童生徒への対応

(1) 学習サポート

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校からのメールやポスティングなどにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じる。

児童生徒には下記の内容を指導する。

- ・教科書を活用した学習を示すこと
- ・学習内容に応じて「E テレ」を活用した学習を示すこと
- ・「みんなの学習クラブ」等の学習コンテンツを活用すること
- ・計画的に学習すること
- ・発達段階に応じた学習時間を示すこと
- ・規則正しい生活をすること
- ・読書の時間を設けること
- ・適度な運動についても取り組むこと
- ・不要な外出をしないこと

(2) 心のケア

週に1回程度、電話等により、幼児児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、健康状態を把握する。自宅で過ごす幼児児童生徒がストレス等、不安を抱えている場合には、関係機関と連携し、心のケアを行う。

※相談窓口については p 22 参照

(3) 登校（園）日の設定

県の対処方針に基づくとともに、市全体の状況を踏まえたうえで、登校（園）日（授業日としない。）を適切に設定する。その際、「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に基づき、感染拡大防止を徹底する。

登校（園）日においては、児童生徒の学習状況の確認や家庭学習を課すなど、学習サポートを行うとともに、幼児児童生徒の心身の健康状態の管理を行う。

また、登校（園）日は、授業日ではないことから、登校（園）しなくても欠席となることを保護者、幼児児童生徒へ周知すること。登校（園）できない幼児児童生徒に対しては、電話や家庭訪問等で健康面の確認、学習活動への指示等を行う。

2 教職員の対応

(1) 感染リスクの回避

① 3つの原則の徹底

- ・マスク着用
- ・手洗いの励行
- ・食事はできる限り一人でとる

② 在宅勤務

令和2年4月13日付加教学第5047号加古川市教育長通知に基づき適切に対応する。

③ 就業エリアの分散

職員室に集まるのを避け、就業エリアを分散する。特に、同じエリアで食事をとらないよう注意する。

④ 時差出勤

(2) 服務規律の確保

① 情報管理の徹底

② 公務員として市民から見られていることを意識した行動

V 障がいの状況に応じた指導・支援

平成 30 年文部科学省令第 27 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び、新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障がいのある児童生徒が安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意する。

- ① 年度当初、各校園が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。
- ② 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校園、保護者、関係機関等が連携を図り、児童生徒の生活状態の的確な把握とサポートに努める。
- ③ 児童生徒の状況確認や把握については、子どもによって障がいが様々なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に児童生徒の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努める。
なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障がいや疾患のある児童生徒が登校（園）する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しながら、主治医、学校（園）、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携する。
- ④ 通級による指導を受ける児童生徒のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携する。

VI 保護者への注意喚起

幼児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校（園）外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

また、臨時休業期間中、幼児児童生徒の心のケアが必要になることも想定されることから、下記の相談窓口についても保護者に知らせておく。

相談窓口

- ◆ こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 ※平日は要時間確認、土日祝 24 時間
- ◆ 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル 078-382-3566 ※平日 18:00~8:00
- ◆ ひょうごっ子悩み相談センター 0120-783-111 ※9:00~21:00
0120-0-78310 ※24 時間（子供 SOS ダイヤル）
- ◆ 加古川市教育相談センター 079-421-5484 ※平日 9:00~17:00
(不登校・心のケアに関すること)
- ◆ 加古川市少年愛護センター 079-423-3848 ※平日 9:00~17:00
(生徒指導に関すること)

健 康 観 察 表

名前 組 年*

	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日 に ち	4/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
體 水															
體溫	36.0	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
せき	あり (なし)	あり なし	あり なし												
のど の 湿 み	あり (なし)	あり なし	あり なし												
鼻水・ 鼻づまり	あり (なし)	あり なし	あり なし												
体調 (あせり だるさなど)	よい (ふつう わるい)	よい ふつう わるい													
その他の (におい、味がし ない、頭痛、下痢 など)															
保護者 サイン															

* 登校しない日も含めて毎朝、体温を測り、健康観察の結果を記録し、保護者サインのうえ、毎日ご持参ください。
※発熱等の風邪の症状がみられる場合は、電話で学校園に連絡のうえ、自宅で休養してください。

消毒すべき箇所の例

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、消毒すること。特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。

<p>(学校施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ドア、窓等のノブ、取っ手 ➤ 手すり ➤ 照明等のスイッチ ➤ エレベーターインターフォンのボタン ➤ カーテンやブラインドで手がよく触れるところ ➤ 水道の蛇口、流水レバー、シャワーヘッド、ホースの持つところ等 ➤ モップ等の清掃用具等 ➤ 運動用具（ボールなど） (トイレ) ➤ 洗面台 ➤ 便器の蓋、便座等 ➤ 水洗流水レバー等 ➤ ウオシュレットの操作ボタン 	<p>(職員室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 教室の鍵等 ➤ キャビネット、ロッカー、ファイルボックス等のノブ・取っ手 ➤ 机の作業面 ➤ 椅子のひじ掛け・背もたれ ➤ 電話機 ➤ パソコンのキーボード・マウス等 ➤ ファイル・本等 ➤ 共用のポット、冷蔵庫の取っ手 ➤ 洗濯機 ➤ 共用の布きん ➤ 共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて
<p>(教室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 机・椅子 ➤ 共用パソコンのキーボード・マウス等 ➤ 共用の本・辞書等 ➤ 共用の筆記用具等 ➤ 共用の教材、器具等 ➤ 共用のスポーツ用品、楽器等 	

チェックリスト（例）

場所：○○教室

○月	スイッチ		ドアノブ		机		掃除用具入れ	
	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認
1 ()								
2 ()								
3 ()								
4 ()								
5 ()								
6 ()								
7 ()								
8 ()								
9 ()								
10 ()								
11 ()								
12 ()								
13 ()								
14 ()								
15 ()								
16 ()								
17 ()								
18 ()								
19 ()								
20 ()								
21 ()								
22 ()								
23 ()								
24 ()								
25 ()								
26 ()								
27 ()								
28 ()								
29 ()								
30 ()								
31 ()								